

江別市自治基本条例検討委員会提言書を
受けての取り組み状況

令和3年9月に、江別市自治基本条例検討委員会から市長へ提出された自治基本条例に関する見直し結果をまとめた提言書の内容を踏まえ、市が進めている取り組みの状況をお知らせします。

令和5年7月

江別市

(1) 自治基本条例・市民参加条例の認知度について

【提言】

令和2年5月に市民2,500人を対象に「自治基本条例アンケート」を実施した結果、回答をいただいた890人のうち、特に10代～20代の若い世代で認知度が低く、自治基本条例（平成21年施行）と市民参加条例（平成27年施行）ともに「全く知らない」との回答が80%以上を占めています。

このため、若い年代に関心を持ってもらえるよう、自治会など地域活動において、市内の学生が活躍できるような仕組みを作るなど工夫が必要であると考えます。

さらに、現在、小・中学生を対象に行っている早朝ミニ講座は、身近な事例を通して学ぶことができ、家庭での話題となりやすく、子どもから家族への広がりが期待できることから、今後も継続して行っていくことが必要です。

令和3・4年度の主な取り組み	令和5年度以降の取り組み内容
<ul style="list-style-type: none">・市内4大学共通講座「江別学」を開催しました。その講座内で市民活動団体の中間支援組織「えべつ協働ねっとわーく」が1講義を担当しており、ボランティア活動や協働について講義しています。・学生ボランティア（以降 ジモガク）の企画の主体となり得る団体からの事業活用に関するお問い合わせ、相談に対応し、「えべつまちづくりワークショップ」や「大麻あじさいロード雪囲いボランティア」を実施しました。・市内大学に在学する学生に対しても、協働の担い手として、ジモガクを周知しました。・平成29年以降、市内小学校4年生及び中学校2年生を対象に「協働を知ってもらう早朝ミニ講座」を実施しています。	<p>【継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none">・自治会、市民活動団体、学生への事業周知・市内小学校4年生及び中学校2年生を対象に「協働を知ってもらう早朝ミニ講座」を実施

【提言】

より多くの市民に自治基本条例を知ってもらうためには、市民のアイデアを取り入れながら、リーフレットを作成するなど、工夫していただきたい。

条例の必要性などについて情報発信をすることで市民が関心を持ち、市民参加・協働につながっていくと考えます。

令和3年度・4年度の主な取り組み

- ・令和3年度、自治基本条例とは何か、なぜ必要か、条例の有無によってどう変わるか等について Q&A 方式で説明するなど、わかりやすさに重点をおいたリーフレットを作成しました。
- ・令和4年度、まちづくり活動に参加している市民、大学生、広告デザイナーら7名の市民で構成されたグループとの協働に寄り条例を分かりやすく解説するパンフレットを作成しました。

【提言】

市職員は、自治基本条例を理解し実際に業務に生かしていくことが必要です。

令和3・4年度の主な取り組み	令和5年度以降の取り組み内容
<ul style="list-style-type: none">・電子アンケートにより、自治基本条例をどのくらい意識して業務を遂行しているか、意識して業務にあたるためにどのようなことが必要かについて職員を対象とした調査を実施しました。・例年前期新人研修（4月）及び中期新人職員研修（8月）内において、新人職員向けに自治基本条例について説明しています。	<p>【継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none">・職員を対象とした市民自治の推進に係る電子アンケートの実施・前期新人研修及び中期新人職員研修の実施

(2) 市民参加・市民協働の推進について

① 市民参加の推進について（第 24 条関係）

【提言】

市民参加の手法の一つであるアンケート調査は、それまで関心がなく積極的ではなかった市民が意見を出すこともあるので、その意見への対応が市民にも伝わるよう工夫していただくことを望みます。

令和 3・4 年度の主な取り組み	令和 5 年度以降の取り組み内容
<p>・アンケート調査に関しては、次のような事例があります。</p> <p>《事例 1》 まちづくり市民アンケート調査結果をホームページに掲載しました。</p> <p>《事例 2》 公共交通に関する市民アンケート調査結果を含めた会議資料をホームページに掲載しました。</p> <p>・市民参加実施状況調査において、市民参加の手続きを実施した結果、どのように市政に反映されているか等がわかるよう「市民参加による成果（事業や施策に反映した内容）」欄を新たに追加しました。</p>	<p>【継続実施】</p> <p>・アンケート調査結果や会議結果をホームページに掲載します。</p> <p>・市民参加実施状況調査の実施及び調査結果の公表</p>

【提言】

意見公募（パブリックコメント）では、分かりやすい資料を作成し、分かりやすい言葉で回答するなど、多くの市民が参加しやすくなるよう工夫が必要である。

市民アンケートや市民説明会など、身近なものから参加を促し、関心を持っていただくことにより、意見公募（パブリックコメント）や附属機関等の委員への参加へ繋げていくよう地道な努力を続けていくことが必要です。

今後においても、より広く意見を求めるよう委員公募にあたっては、選考基準をより明確で分かりやすいものにすることが必要であると考えます。

令和3・4年度の主な取り組み

職員が市民参加の手続きを実施する際の指針として、下記のような要点をまとめたガイドラインを作成しました。

- ・標準的手法や手順、効果的な場面、留意事項等
- ・様々な市民参加手続きについて紹介。特に、アンケートや意見公募（パブリックコメント）が市民にとって参加しやすい手法であることを明記

【提言】

附属機関等については、多くの市民が参加しやすいよう、オンラインでの参加も進めていただくことを望みます。

令和3・4年度の主な取り組み	令和5年度以降の取り組み内容
<p>・市民参加実施状況の公表資料において、オンライン開催を実施した場合は、その旨も記載することとしました。</p> <p>《事例1》 江別市かわまちづくり勉強会（江別市かわまちづくり協議会のワーキンググループ）をオンラインで開催しました。</p> <p>《事例2》 江別市文化財保護委員会をハイブリット開催（対面+オンライン）で開催しました。</p>	<p>【継続実施】 今後の市民参加実施状況の公表資料において、オンライン開催を実施した場合、その旨も記載予定</p>

(2) 市民参加・市民協働の推進について

① 市民参加の推進について（第 24 条関係）

【提言】

市民参加実施状況は、さらに具体的な数字等を組み込むなど、当委員会での検討で必要な情報となることを踏まえて取り組んでいくべきであると考えます。

令和 3 ・ 4 年度の主な取り組み

市民参加実施状況の公表資料において、実施状況を数値によって認識できるよう「市民参加の実施状況」欄も拡充したほか、市民参加の手続きを実施した結果、どのように市政に反映されているか等がわかるよう「市民参加による成果（事業や施策に反映した内容）」欄を新たに設けました。

② 市民協働の推進について（第 25 条関係）

【提言】

「協働」は、自治基本条例による自治を支える重要な概念ですが、「自治基本条例アンケート」の結果からも、「協働」という言葉が市民に十分理解されているとはいえません。

実際には、地域のごみ拾いや花壇の手入れ、夏祭りの手伝いなど、知らず知らずのうちに行っていることがあります。それが「市民協働」であることを市民に理解してもらうために、協働の事例をあげて広めていくなどの工夫が必要であると考えます。

令和 3 ・ 4 年度の主な取り組み

令和 3 年 11 月号以降の広報えべつでは、市民活動団体へのインタビューやアンケートを実施し、その内容を基に団体のまちづくり活動を紹介する記事を掲載しています。

令和 5 年度以降の 取り組み内容

【継続実施】
市民活動団体へインタビューやアンケートを実施し、団体のまちづくり活動を紹介する。

【提言】

オンラインを活用した市民協働を進め、活動の活性化に取り組んでいくことを望みます。

令和3・4年度の主な取り組み	令和5年度以降の取り組み内容
<ul style="list-style-type: none">平成28年より市民活動団体が、インターネットを活用した周知をより円滑に活用できるよう、市民活動団体の中間支援組織えべつ協働ねっとわーくへ「コラボのたね情報発信サポート事業」を委託しています。令和4年度、江別協働ねっとわーくと協働で、当市の団体間ネットワークの強化事業として、NPO法人シェロクリを講師と招き、「やさしいZOOM講座～オンライン講座をやってみよう～」を開催しました。	【継続実施】 コラボのたね情報発信サポート事業の実施

【提言】

市内の大学の協力のもとデジタル化を進めることができると考えます。

令和3・4年度の主な取り組み	令和5年度以降の取り組み内容
<ul style="list-style-type: none">大学連携調査研究事業において、希望する研究題材として“デジタル化”を提示するほか、大学側からも提案いただいています。当市が補助した研究においては、以降の利活用等の展開を内容に含めた研究成果をご報告いただいています。	【継続実施】 大学連携調査研究事業の実施

(3) 行政運営について

① 総合計画について (第 13 条関係)

【提言】

総合計画の内容及び進行状況に関して、情報提供が的確かどうかアンケート等で把握する必要があります。

令和 3・4 年度の主な取り組み	令和 5 年度以降の取り組み内容
<ul style="list-style-type: none">・毎年実施している「まちづくり市民アンケート調査」について次のような記載を加え、より分かりやすく伝わるよう努めました。 【見直し 1】 令和 4 年 5 月実施時から、調査票中に総合計画に関する照会文を記載しました。 【見直し 2】 まちづくりが総合計画に基づいて行われていることを記載しました。 【見直し 3】 総合計画の進捗状況を把握する目的で実施していることを記載しました。・まちづくり市民アンケート調査結果をホームページに掲載しています。・令和 3 年度から令和 6 年度を始期とする「第 7 次総合計画」の策定作業を開始しており、市民説明会や意見公募（パブリックコメント）、江別未来づくりミーティング等の手法により多くの市民の意見の把握のほか、将来人口推計等を行い、社会の変化に対応した総合計画となるよう取り組んでいます。	<p>【継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none">・まちづくり市民アンケートの実施及び調査結果の公表・第 7 次総合計画の策定作業

②財政運営について（第 14 条関係）

【提言】

市民が安心できるような財政運営が重要で、市民の負担が生じた場合には市民の理解と協力を得ながら進める必要があります。

令和 3・4 年度の主な取り組み	令和 5 年度以降の取り組み内容
<ul style="list-style-type: none">・広報えべつや市ホームページなどで、予算・決算に係る概要等について、適宜情報公開を行っています。・例年、中期財政見通しを作成し、将来的な見通しに立った財政運営について分析を行っています。	<p>【継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none">・広報えべつや市ホームページで予算・決算に係る概要等を適宜情報公開する。・これまで通りきめ細やかな情報把握に努める。 <p>【新たな取り組み（予定）】</p> <ul style="list-style-type: none">・仮に財政上の理由により市民負担が生じる場合には、市民の理解と協力を得る手法について検討のうえ、対応する。

②政策法務について（第 16 条関係）

【提言】

「政策法務」は、地域の実情に合ったまちづくりや地域の課題解決を行うために条例や規則を制定し、それに基づき業務を行おうとするものです。政策法務の考え方において、自治基本条例は、その最も進化した形であるといえることから、政策法務については、今後も一層充実していくべきと考えます。

令和 3・4 年度の主な取り組み	令和 5 年度以降の取り組み内容
<p>市職員の法制執務能力及び政策法務能力の向上を図るため、「政策法務（基礎）研修」、「政策形成（基礎）研修」、「政策形成能力（実践）研修」を実施しました。</p>	<p>【継続実施】</p> <p>各種研修の実施</p>

(4) 情報共有の推進について

① 情報共有の推進について (第 21 条関係)

【提言】

ホームページや SNS での情報発信、学校やコンビニエンスストア等への広報物の配置など、市の多様な手段による情報伝達の取り組みにより、若い世代でも情報をキャッチしようと思えば受け取れる仕組みになりつつあります。

一方で、条例アンケート結果によると、およそ 8 割の方が、市からの情報を広報誌から得ていると回答しています。紙媒体のお知らせに対する需要はいまだ高く、「広報えべつ」の存在は、インターネットの利用が少ない世代が情報を得るための頼みの綱となっていることから、全ての市民に行き渡るようさらに努力してほしいと考えます。

令和 3・4 年度の主な取り組み	令和 5 年度以降の取り組み内容
<p>《紙媒体を広げる取組》 新規に開業した店舗やこれまで配置していなかった店舗に配架依頼をし、新たに広報誌を配置しました。</p> <p>《情報発信の拡大》 令和 4 年度に運用を開始した市の LINE 公式アカウントにおいて、毎月広報誌の発行にあわせて紙面の内容を紹介するなどの情報発信を積極的に行ったほか、PDF 版の配信も実施しました。</p>	<p>【継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none">・新規店舗への広報誌の配置依頼・LINE などの SNS を活用し、継続して誌面版と PDF 版の周知を行う。

【提言】

緊急時の対応がまだまだ弱く、緊急時の情報発信、情報共有の仕組みについて工夫していく必要があります。

令和3・4年度の主な取り組み	令和5年度以降の取り組み内容
<ul style="list-style-type: none">市 LINE 公式アカウントにて、「防災情報」のカテゴリーの設定や、緊急時により多くの方に情報を届けられるよう「友だち登録」整備を進めました。出前講座や自主防災研修会等にて、防災情報提供サービスや SNS による市からの災害情報伝達について説明し、登録者の増加促進を図りました。市のホームページで避難所等における災害情報掲示板設置について書かれた「江別市避難所マニュアル」を公開し、周知を図りました。災害時直ちに災害情報掲示板を運用できる、開設順位 1～3 位までの避難所に配置しました。	<p>【新たな取り組み（予定）】</p> <ul style="list-style-type: none">インターネット環境、モバイル機器などを利用していない方にも市政情報を迅速に伝えられるよう、地上デジタル放送を活用した「地デジ広報サービス」の導入予定平時は市政情報などを、非常時は災害情報などを発信する予定

【提言】

情報共有といいながら、市からの情報発信が中心となっていることから、行政情報のオープンデータ化を進め、市民や企業、大学等で活用・加工し、行政情報を利活用していくことが望ましいと考えます。

令和3・4年度の主な取り組み	令和5年度以降の取り組み内容
<ul style="list-style-type: none">市ホームページに「オープンデータライブラリ」を開設し、市が保有するデータをオープンデータとして公開しました。北海道のオープンデータサイトに市のオープンデータライブラリを掲載し、全道的なオープンデータの共有を進めました。	<p>【継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none">公開中のオープンデータを最新情報に更新新たにオープンデータ化することが可能なデータがあれば、公開に努める。

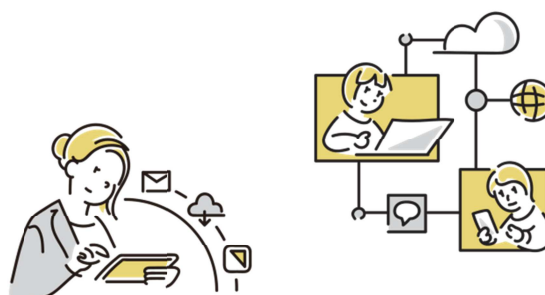
(4) 情報共有の推進について

②個人情報の保護について（第 23 条関係）

【提言】

デジタル化された個人情報や自己情報の管理について、市民が安心できるよう、セキュリティ対策等十分な対応が必要です。

令和 3・4 年度の主な取り組み	令和 5 年度以降の取り組み内容
<ul style="list-style-type: none">・毎年度、新規採用職員研修（前期及び後期の合計 2 回）の場で、情報セキュリティ研修を実施しています。・令和 4 年度事務取扱担当者等を対象に「特定個人情報の適正な取扱いについて」、「個人情報セキュリティ講習会（北海道主催）」を実施しました。	<p>【継続実施】</p> <p>新規採用職員研修及び事務取扱担当者等を対象に情報セキュリティ研修や講習会を実施</p>



(5) 「市民」の定義及び「信託」という表現について

【提言】

条項によって「市民」の定義が統一されておらず、分かりにくいいため、解説書の中で説明をする必要があります。

令和 3 年度・4 年度の主な取り組み
<p>表現の見直しや注釈を増やすことにより、より分かりやすく解説書（自治基本条例の条文と解説）を全面的に改訂しました。</p>

(6) その他の取り組みについて

① 条例の位置づけについて (第 5 条関係)

【提言】

自治基本条例が最高規範であり、その下に市民参加条例など多くの条例や規則があることを、分かりやすく説明すべきであります。

令和 3 年度・4 年度の主な取り組み

「法的位置づけ」の図表を新たに追加し、より分かりやすい解説書となるよう改訂を行いました。

② 市民の責務について (第 7 条関係)

【提言】

「自らの発言及び行動に責任を持つ」という厳しい表現は、まちづくりに参加することに対してハードルを上げることが危惧されることから、解説書やリーフレット等で柔らかい言葉で説明するなど工夫が必要であります。

令和 3 年度・4 年度の主な取り組み

市民や事業者のまちづくりへの参加に対するハードルを上げることのないよう表現を工夫しました。

③ 住民投票について (第 26 条関係)

【提言】

市民が知りたいのは、どういう手続きにより住民投票が進められるかであると推察されるので、解説書などで全体の流れや手続きを載せるなど工夫が必要です。

令和 3 年度・4 年度の主な取り組み

「住民投票が行われるまでの流れ」の図表を新たに追記し、より分かりやすい解説となるよう改訂を行いました。

(6) その他の取り組みについて

④ 条例の見直しについて（第 29 条関係）

【提言】

この条例は、4年を超えないごとに見直しをすることになっていますが、今回、検討委員会の提言書を受けてからのタイムスケジュールをしっかりと意識することが重要です。

4年後の見直しに向けて、適時適切に有識者や関係者から、まちづくりの将来展望や市民協働の進捗、アンケートに関する助言などをもらいながら、次回の検討に必要な情報を集めて準備を進めていただきたいと思います。

令和5年度以降の取り組み内容

令和5年度、自治基本条例検討委員会委員経験者とともに次期検討委員会の検討方針や市民アンケート調査の内容について検討を行う「意見交換会」を実施予定です。

(7) 条例改正の要否について

【提言】

「市民」の定義、「信託」の使い方について、将来的に条例の改正が必要となったときに、適切な文言について検討する必要がある。

令和3年度・4年度の主な取り組み

他の自治体の条例について調査しました。

(8) 今後の取り組みの方向性について

【提言】

今後、市民自治のまちづくりをさらに進めていくには、条例の認知度、市民参加や市民協働に関する意識を高めていくとともに、市と市民相互の情報共有が必要であると考えます。

市民の 8 割が情報の入手手段としている「広報えべつ」を活用し、条例の位置づけや内容について説明するとともに、市民参加や市民協働の事例を紹介するなど、市民に理解してもらうことが重要です。

令和 3・4 年度の主な取り組み	令和 5 年度以降の取り組み内容
令和 3 年 1 1 月号以降の広報えべつでは、市民活動団体へインタビューやアンケートを実施し、その内容を基に団体のまちづくり活動を紹介する記事を毎月掲載しています。	【継続実施】 広報えべつで団体のまちづくり活動を紹介する記事を掲載

《参考資料》

- ◆ 江別市自治基本条例検討委員会提言書
- ◆ 江別市自治基本条例（平成 21 年 7 月 1 日条例第 22 号）

江別市自治基本条例検討委員会

提 言 書

令和3年9月30日

江別市自治基本条例検討委員会

目 次

1	はじめに	1
2	検討結果	2
	(1) 自治基本条例・市民参加条例の認知度について	2
	(2) 市民参加・市民協働の推進について	2
	(3) 行政運営について	4
	(4) 情報共有の推進について	4
	(5) 「市民」の定義及び「信託」という表現について	5
	(6) その他の事項について	5
	(7) 条例改正の要否について	5
	(8) 今後の取り組みの方向性について	6
3	検討方法	7
	(1) 自治基本条例検討委員会の設置	7
	(2) 自治基本条例アンケートの実施	8

1 はじめに

地方自治の基本となる事柄は、憲法及び地方自治法に定められていますが、その主な内容は統治の形態に関するものであり、どのような地方自治を実現するかについては規定がなく、それぞれの自治体に任される形になっています。

このような背景のもと、江別市自治基本条例は、市民自治によるまちづくりを進めるための理念や基本的なルールなどを定める市民自治の「憲法」として、平成21年7月1日に施行されました。

この条例は、「協働」の考え方を核として、行政と市民が互いに尊重し、協力しながらより良い自治を実現することを目的としています。

施行から12年目を迎えた令和2年4月、条例第29条に基づき、学識経験者、地域市民団体の代表者、公募市民の計8名で構成する「江別市自治基本条例検討委員会」が設置され、この条例が所期の目的を達成しているかどうかの検討を開始しました。

当委員会では、この条例が江別市の最高規範であることを改めて冒頭で確認しました。そのうえで、アンケート結果や様々な意見を踏まえ、協議を重ねながら条例に規定する事項の課題等を点検し、条例の妥当性や市民協働のあり方、まちづくりの方向性などの視点から検証を行いました。

条例の認知度や市民協働の浸透、情報共有の推進などについては、まだまだ課題がありますが、一方で、市民参加などの取り組みが充実してきたことは評価することができます。

全ての条文について検討した結果、まちづくりのルールとして適切に表現されており、現段階で改正等の必要はないとの結論に至りましたが、解説書などにおいて、さらに分かりやすい市民への説明に努めていただきたいと思います。

今回の委員会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のために、検討期間が大幅に延長となりましたが、委員が一人も欠けることなく、無事検証を終え、提言書をまとめることができました。

この提言書が、本市における市民自治の推進に役立てられることを期待するとともに、市民の方々からいただいた多くの貴重なご意見が、条例の基本理念や基本原則の実現に向けた行政運営の一助となるよう期待します。

令和3年9月
江別市自治基本条例検討委員会
委員長 石黒 匡人

2 検討結果

(1) 自治基本条例・市民参加条例の認知度について

江別市は、令和2年5月に市民2,500人を対象に「自治基本条例アンケート」(以下条例アンケート)を実施しました。回答をいただいた890人において、自治基本条例の認知度は4割弱であり、4年前の見直し時とほぼ変わっていませんでした。また、平成27年に施行された市民参加条例の認知度も4割弱にとどまっています。特に10代~20代の若い世代で認知度が低く、2つの条例ともに「全く知らない」との回答が80%以上を占めています。このため、若い年代に関心を持ってもらえるよう、自治会など地域活動において、市内の学生が活躍できるような仕組みを作るなど工夫が必要であると考えます。

さらに、現在、小・中学生を対象に行っている早朝ミニ講座は、身近な事例を通して学ぶことができ、家庭での話題となりやすく、子どもから家族への広がりが見込めることから、今後も継続して行っていくことが必要です。

より多くの市民にこの条例を知ってもらうためには、解説書とは別に、分かりやすい媒体を作成することが効果的です。市民のアイデアを取り入れながら、理解しやすい言葉や写真・イラストなどを使い、手に取ったときに江別市民にとって大切な条例であることが一目見て分かるリーフレットを作成するなど、工夫していただきたい。なぜ自治基本条例が必要なのか、この条例がない場合のデメリット、あることによるメリットについて情報発信することで、市民がもっと関心を持ち、市民参加・協働にも繋がっていくと考えます。

市職員においては、ほぼ全員が条例の存在を認知しているとのことですが、知っているだけではなく、理解して実際に業務に生かしていくことが重要であることから、研修等の内容をさらに工夫していく必要があります。

(2) 市民参加・市民協働の推進について

①市民参加について(第24条関係)

市民参加の手法の一つであるアンケート調査は、それまで関心がなく積極的ではなかった市民が意見を出すこともあるので、その意見への対応が市民にも伝わるよう工夫していただくことを望みます。

市へ意見を提出する意見公募(パブリックコメント)は、一般の市民にとってハードルが高いので、分かりやすい資料を作成することが必要であり、提出された意見に対しても、分かりやすい言葉を使って回答する等、多くの市民が参加しやすくなるよう工夫する必要があります。

意見公募（パブリックコメント）や附属機関等の委員は、市政への関心や一定の知識や考えがないと参加が難しいと考えられ、参加したことがある市民が少ないのは仕方ないところではあります。市民アンケートや市民説明会など、身近なものから参加を促し、関心を持っていただくことにより、意見公募（パブリックコメント）や附属機関等の委員への参加へ繋げていくよう地道な努力を続けていくことが必要です。

附属機関等に関しては、市民公募の枠が確保され、会議の公開を認め、結果が公表されるまでに成熟したことは評価することができます。今後においても、より広く意見を求めるよう委員公募にあたっては、選考基準をより明確で分かりやすいものにすることが必要であると考えます。また、多くの市民が参加しやすいよう、オンラインでの参加も進めていただくことを望みます。

毎年公表している市民参加実施状況は、さらに具体的な数字等を組み込むなど、当委員会での検討で必要な情報となることを踏まえて取り組んでいくべきであると考えます。

②市民協働について（第25条関係）

「協働」は、この条例による自治を支える重要な概念ですが、条例アンケートの結果からも、「協働」という言葉が市民に十分理解されているとはいえません。実際には、地域のごみ拾いや花壇の手入れ、夏祭りの手伝いなど、知らず知らずのうちにやっていることがあります。それが「市民協働」であることを市民に理解してもらうために、協働の事例をあげて広めていくなどの工夫が必要であると考えます。

今後、デジタル化に向かって長期的に大きく変わっていくことから、オンラインを活用した市民協働を進め、活動の活性化に取り組んでいくことを望みます。市内の大学には、専門知識や技術を持った人材がたくさんいるので、大学の協力のもとデジタル化を進めることができると考えます。

市民協働条例の制定については、協働の概念自体に対する市民の理解がまだまだ不十分であることから、引き続き、協働についての意識を高める取り組みや、まちづくり活動の充実を図る取り組みを進めていくことが重要です。どのような制度が必要かということは色々な考え方があり、それらがまとまらなければ条例化すべきではないと考えます。協働が市民に浸透し、十分に熟した段階で条例化を考えていくべきであり、その際には、条例が制定されることにより、市民が行う活動に新たな縛りが生まれることのないよう十分に注意する必要があります。

(3) 行政運営について

①総合計画について（第13条関係）

市は、総合計画の内容及び進行状況に関して、市民への情報提供が適切かどうかを測るため、アンケート等で把握する必要があると考えます。

②財政運営について（第14条関係）

市がまちづくりを進めるにあたっては、市民が安心できるような財政運営が重要であり、将来にわたって市民の負担となることが生じた場合は市民の理解と協力を得ながら進める必要があります。

③政策法務について（第16条関係）

「政策法務」は、地域の実情に合ったまちづくりや地域の課題解決を行うために条例や規則を制定し、それに基づき業務を行おうとするものです。政策法務の考え方において、自治基本条例は、その最も進化した形であるといえることから、政策法務については、今後も一層充実していくべきと考えます。

(4) 情報共有の推進について

①情報共有について（第21条関係）

ホームページやSNSでの情報発信、学校やコンビニエンスストア等への広報物の配置など、市の多様な手段による情報伝達の取り組みにより、若い世代でも情報をキャッチしようと思えば受け取れる仕組みになりつつあります。

一方で、条例アンケート結果によると、およそ8割の方が、市からの情報を広報誌から得ていると回答しています。紙媒体のお知らせに対する需要はいまだ高く、「広報えべつ」の存在は、インターネットの利用が少ない世代が情報を得るための頼みの綱となっていることから、全ての市民に行き渡るようさらに努力してほしいと考えます。

また、緊急時の対応がまだまだ弱く、緊急時の情報発信、情報共有の仕組みについて工夫していく必要があります。

情報共有といいながら、市からの情報発信が中心となっていることから、行政情報のオープンデータ化を進め、市民や企業、大学等で活用・加工し、行政情報を利活用していくことが望ましいと考えます。

②個人情報の保護について（第23条関係）

個人情報の管理については、特にデジタル化された個人情報や自己情報の管理について、市民が安心できるよう、セキュリティ対策等十分な対応が必要です。

(5) 「市民」の定義及び「信託」という表現について

第2条では、まちづくりにおける広い意味で、個人はもちろん団体も含んで「市民」と定義していますが、第10条及び第11条では、「市民の信託」という表現により、有権者としての市民を指していると考えられます。条項によって「市民」の定義が統一されておらず分かりにくいいため、解説書の中で説明をする必要があります。

(6) その他の事項について

① 条例の位置づけについて（第5条関係）

自治基本条例が、江別市のまちづくりにおける最高規範として存在しており、その下に市民参加条例をはじめとして、多くの条例や規則があります。これらの法体系について体系図を示すなど、分かりやすく説明すべきであると考えます。

② 市民の責務について（第7条関係）

「自らの発言及び行動に責任を持つものとする」という表現は、まちづくりに参加することに対してハードルを上げてしまうことが危惧されます。厳しい表現により市民を委縮させ、抑制することが本旨ではないことから、解説やリーフレット等で柔らかい言葉で説明するなどの工夫が必要です。

③ 住民投票について（第26条関係）

現在の解説書では、直接請求の種類を全て掲載しています。しかし、市民が知りたいのは直接請求の種類ではなく、たとえば、住民投票を実施するときに「別に条例で定める」とはどういう場合が当てはまるのか、どういう手続きにより進められるかということだと推察されます。このため、解説書などに住民投票についての全体の流れや手続きを載せるなど、工夫していただきたいと考えます。

④ 条例の見直しについて（第29条関係）

この条例は、4年を超えないごとに見直しをすることになってはいますが、今回、検討委員会の提言書を受けてからのタイムスケジュールをしっかりと意識することが重要です。4年後の見直しに向けて、適時適切に有識者や関係者から、まちづくりの将来展望や市民協働の進捗、アンケートに関する助言などをもらいながら、次回の検討に必要な情報を集めて準備を進めていただきたいと考えます。

(7) 条例改正の要否について

(5)で述べた「市民」の定義、「信託」の使い方については、解説書の改訂で対応することとし、将来的に条例改正が必要となったときに、適切な文言について検討をしていく必要があると考えます。

(8) 今後の取り組みの方向性について

江別市では、「協働」の考え方を核に、より良い市民自治の実現に向けて様々な取り組みが進められてきました。

今後、市民自治のまちづくりをさらに進めていくには、条例の認知度、市民参加や市民協働に関する意識を高めていくとともに、市と市民相互の情報共有が必要であると考えます。

市民の条例の認知度や意識は少しずつ高まってきているとはいえ、まだ6割の市民は条例を全く知らないという状況です。前述の分かりやすいリーフレットを作成したり、市民の8割が情報の入手手段としている「広報えべつ」を活用することが重要です。たとえば、条例の位置づけや内容について説明するとともに、市民参加や市民協働の事例を紹介するなど、市民に理解してもらうことが重要です。

また、この条例における「協働」の趣旨を実現するためには、市民の理解を深めることのほか、市が市民協働を推進するための事業を展開していくことが必要であり、今後も積極的に取り組んでいくことが必要です。

今回、第3期目の検討委員会として条文や取り組みについて検討し、提言書をまとめましたが、これで終わりではありません。次回の検討に向けて、計画的に準備を進めていただき、次期の検討委員会につながることを期待します。

3 検討方法

令和2年4月に自治基本条例検討委員会が設置され、6回にわたり協議を重ねてきました。

当委員会では、市の取り組み状況や条例アンケートによる市民意見を踏まえながら、すべての条項について審議を行いました。市民や市が取り組む市民自治において、まちづくりの現状評価や課題について活発に議論し、最終的には、提言書として条例の妥当性やまちづくりの方向性を整理しました。

(1) 自治基本条例検討委員会の設置

(学識経験者、地域市民団体の代表者、公募市民の8名により構成)

①委員会開催状況

- ・第1回 令和2年 7月 3日
 - ・委員長、副委員長の選出
 - ・自治基本条例アンケートの結果について
 - ・各章・各条項の現状評価と課題について
(前文、第1章、第2章、第3章)
- ・第2回 令和2年 8月24日
 - ・各章・各条項の現状評価と課題について
(第4章、第5章、第6章)
- ・第3回 令和2年10月 2日
 - ・各章・各条項の現状評価と課題について
(第6章、第7章)
 - ・条例の認知度について
 - ・条例アンケートの分析について
- ・第4回 令和3年 3月17日
 - ・各章・各条項の現状評価と課題について
(第7章)
- ・第5回 令和3年 7月 2日
 - ・各条項の現状評価と課題について 等
(第8章、第9章、第10章、第11章)
 - ・これまでの検討結果の確認について
- ・第6回 令和3年 8月 6日
 - ・提言書(案)について

②委員名簿（任期：令和2年4月27日～令和3年9月30日）

職	氏名	職業等
委員長	石黒 匡人	小樽商科大学商学部教授
副委員長	星 優子	NPO法人えべつ協働ねっとわーく理事
委員	瀬尾 洋介	公募市民
委員	高川 一伸	江別市自治会連絡協議会理事
委員	成田 騎信	札幌弁護士会弁護士
委員	藤田 くみ子	江別市女性団体協議会会計
委員	藤本 直樹	北海道情報大学経営情報学部准教授
委員	吉原 七海	公募市民

※委員長、副委員長以外は50音順
職業等は委嘱時点のもの

（2）自治基本条例アンケートの実施

江別市は、当委員会での検討が、より市民の目線に近いものとなるよう、条例の認知度、条例に定める市民自治の基本原則（情報共有、市民参加・協働、信託と責任）などに関するアンケートを実施しました。

当委員会では、いただいたご意見を踏まえ、検討を行いました。

- 【1】実施期間：令和2年4月27日～5月12日
- 【2】対象：江別市に在住の満18歳以上の市民2,500人
- 【3】抽出方法：令和2年4月1日時点の住民基本台帳より、全人口に占める地区別（江別・野幌・大麻）、男女別、年齢階層別の人口比率に応じて2,500人を無作為抽出
- 【4】回答者数：890人
- 【5】回答率：35.6%
- 【6】内容（結果）：資料編を参照ください。

江別市自治基本条例

平成 21 年 7 月 1 日 条例第 22 号

附則

わたしたちは、豊かな流れの石狩川と原始の姿を今にとどめる森に囲まれたまち江別市に集いました。

江別市は、屯田兵らによって開拓され、恵まれた自然を生かした農業やれんが産業、川を利用した物資流通の拠点として栄えてきました。今日ではやきものの街としても知られ、また、道央圏において有数の文教都市として発展を遂げています。

わたしたちは、先人が切り拓き守ってきた自然と、たゆまぬ努力と英知によって興し育ててきた産業や伝統、培われた文化を受け継ぎ、未来の世代へ引き継いでいかなければなりません。

わたしたちは、江別市民憲章に掲げられた理念に沿って、命をはぐくむ水と緑の大きな自然と都市が調和しているこのまちの魅力を生かして、教養ある文化のまちを目指し、お互いを尊重し、支え合う地域社会を大切にす、人中心のまちづくりを進めていきます。

ここにわたしたちは、江別市の市民自治の基本理念と基本原則を掲げ、市民及び市それぞれの役割と責務を明らかにするとともに、市民自治の意識の高揚を図りながら、かけがえのない愛する郷土、個性あふれるまちを創るため、江別市の最高規範として、この条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、江別市の市民自治の基本理念及び基本原則並びに自治運営の基本的な事項を定め、市民の信託に基づく議会及び市長等の役割及び責務を明らかにするとともに、市民自らが考え、行動する、市民自治を実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する者、市内で働き、若しくは学ぶ者又は市内で事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいう。
- (2) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (3) 市 議会及び市長等をいう。
- (4) まちづくり 暮らしやすく、魅力あるまちを実現するためのすべての公共的な活動をいう。
- (5) 協働 市民及び市が、それぞれの役割及び責任を理解し、互いに尊重しながら協力して取り組むことをいう。

(市民自治の基本理念)

第 3 条 市民一人ひとりが自治の主役として、市政に関する情報を共有し、自らの責任において主体的に考え、積極的にまちづくりに参加及び協働しながら、より良いまちづくりを推進することを市民自治の基本理念とする。

(市民自治の基本原則)

第4条 市民及び市は、次に掲げる基本原則に基づき、市民自治を実現するものとする。

(1) 情報共有の原則 市民及び市は、まちづくりに関する情報を共有すること。

(2) 市民参加・協働の原則 市民は、まちづくりの主体として、まちづくりへの参加及び協働を進め、市は、それを尊重すること。

(3) 信託と責任の原則 市は、市民の信託に基づき、公正かつ誠実に市政を運営する責任を負うこと。

(この条例の位置付け)

第5条 この条例は、江別市の自治の基本を定める最高規範であり、市民及び市は、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。

2 市は、他の条例、規則等の制定及び改廃並びに法令等の解釈及び運用に当たっては、この条例の規定との整合を図らなければならない。

第2章 市民

(市民の権利)

第6条 市民は、市政に関する情報について知る権利を有する。

2 市民は、市政に参加する権利を有する。

3 市民は、まちづくりに関する意見を表明し、提案する権利を有する。

(市民の責務)

第7条 市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、互いの活動の自主性及び自立性を尊重し、協力しながら市民自治によるまちづくりの推進に努めるものとする。

2 市民は、まちづくりに参加するに当たっては、自らの発言及び行動に責任を持つものとする。

3 市民は、市政に関する認識を深め、市と協働して地域社会の発展に寄与するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第8条 事業者は、地域社会を構成する市民の一員としての社会的役割を認識し、地域社会との調和を図りながら市民自治のまちづくりの推進に寄与するよう努めるものとする。

第3章 議会及び議員

(議会の役割と責務)

第9条 議会は、選挙により信託を受けた議員によって構成される議決機関であり、本市の重要な意思決定を行うとともに、市長等による事務の執行を監視及びけん制し、市民の意思を政策形成に反映させるものとする。

2 議会は、まちづくりの課題を明らかにし、審議の過程その他議会の活動に関する情報を市民に提供し、市民に開かれた議会運営に努めなければならない。

(議員の責務)

第10条 議員は、市民の信託に応え、総合的視点に立ち、公平、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。

- 2 議員は、広く市民の声を聴くことにより市民の意思を把握し、これを政策形成に反映させるよう努めなければならない。
- 3 議員は、自らの活動及び議会の活動を市民に分かりやすく説明し、情報提供に努めなければならない。
- 4 議員は、議会における審議及び政策立案活動の充実を図るため、積極的に調査研究に努めなければならない。

第4章 市長及び職員

(市長の役割と責務)

第11条 市長は、市民から信託を受けた本市の代表者として、この条例を遵守し、市民自治のまちづくりを推進しなければならない。

- 2 市長は、公平かつ誠実な行政運営を行わなければならない。
- 3 市長は、市政に関する情報を市民に分かりやすく説明しなければならない。
- 4 市長は、補助機関である職員の能力向上を図るとともに、効率的な組織の運営に努めなければならない。

(職員の役割と責務)

第12条 職員は、この条例を遵守し、市民の視点に立って公正かつ効率的に職務を遂行しなければならない。

- 2 職員は、市民自治によるまちづくりを推進するために必要な能力の向上に努めなければならない。

第5章 行政運営

(総合計画)

第13条 市は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、総合計画を策定するものとする。

- 2 市は、総合計画を策定するに当たっては、多くの市民意見を反映させるため、必要な情報提供に努めるとともに、市民参加を積極的に進めるものとする。
- 3 市は、総合計画の達成目標を明らかにするとともに、その内容及び進行状況に関する情報を市民に分かりやすく提供するものとする。
- 4 市は、総合計画が社会の変化に対応できるよう検討を加え、必要に応じて見直しを行うものとする。

(財政運営)

第14条 市長は、財政の状況を的確に把握し、予算の編成に当たっては、総合計画及び行政評価の結果を反映させることにより、将来的な財政見通しに立った健全な財政運営に努めなければならない。

- 2 市長は、財政状況に係る情報並びに予算及び決算に係る情報を市民に分かりやすく公表することにより、財政運営の透明性の確保に努めなければならない。

(行政評価)

第15条 市長等は、効果的かつ効率的な行政運営を図るため、行政評価を実施し、その結果を施策等に反映させるとともに、市民に分かりやすく公表するものとする。

2 市長等は、市民、専門家等による外部評価の仕組みを整備するよう努めなければならない。

(政策法務)

第16条 市は、自主的な政策活動を推進するため、必要に応じて条例、規則等の制定及び改廃を行うとともに、法令等の調査研究を重ね、主体的かつ適正な解釈に努めなければならない。

(危機管理・防災)

第17条 市長等は、市民の生命、身体及び財産を保護するため、情報の収集及び提供並びに必要な対策を実行できる体制の整備に努めなければならない。

2 市長等は、市民の防災意識の向上を図るとともに、災害発生時に備え、市民、事業者及び関係機関との連携及び協力を図るよう努めなければならない。

(行政手続)

第18条 市長等は、行政運営における公正の確保及び透明性の向上を図るため、処分、行政指導等に関する手続きを定めるものとする。

2 行政手続に関し必要な事項は、別に条例で定める。

(外部監査)

第19条 市は、適正で効率的な行政運営を確保するため、必要に応じて外部の監査人その他第三者による監査を実施することができる。

(公益通報)

第20条 市長等は、市政の適法かつ公正な運営を確保するために、違法な行為について通報を行った職員等が、通報により不利益を受けないよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第6章 情報共有の推進

(情報共有)

第21条 市は、まちづくりに関する情報を市民と共有するため、速やかに、かつ、分かりやすく情報提供するとともに、制度及び体制の充実に努めるものとする。

2 市は、市民からの意見、要望、提案等に対し、速やかに、かつ、誠実に対応するとともに、市民と情報を共有するため、必要に応じてその対応状況を公表するよう努めなければならない。

3 市民は、まちづくりに関する情報を共有するため、これに対する関心を高め、必要な情報の収集に努めるものとする。

(情報公開)

第22条 市は、市民の市政に関する情報について知る権利を尊重し、市政に関する情報を公正かつ適正に公開するものとする。

2 情報公開に関し必要な事項は、別に条例で定める。

(個人情報の保護)

第23条 市は、個人情報の収集、利用、提供、管理等を適正に行うとともに、自己に係る個人情報の開示、訂正等を請求する市民に対し適切な措置を講じなければならない。

2 個人情報の保護に関し必要な事項は、別に条例で定める。

第7章 市民参加・協働の推進

(市民参加の推進)

第24条 市は、まちづくりへの市民参加を推進するため、制度の充実に努めるものとする。

2 市は、政策の立案、実施及び評価の各段階における市民参加を推進し、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。

3 市は、市民参加において、性別、年齢、障がいの有無、経済状況、宗教、国籍等によって市民が不当に不利益を受けないよう配慮するものとする。

4 市長等は、広く市民の意見を聴き、その意見を反映させるための仕組みづくりに努めなければならない。

5 市民参加に関し必要な事項は、別に条例で定める。

(市民協働の推進)

第25条 市民及び市は、協働のまちづくりを推進するための環境づくりに努めなければならない。

2 市は、市民のまちづくり活動における自主性及び自立性を尊重し、必要な制度の整備を行うものとする。

3 市は、市民が協働のまちづくりに参加しないことにより、不当に不利益を受けないよう配慮するものとする。

4 市民協働の推進に関し必要な事項は、別に条例で定める。

第8章 住民投票

(住民投票)

第26条 市は、市政に関する重要事項について、直接、住民（市内に住所を有する者（法人を除く。）をいう。）の意思を確認するため、住民投票を行うことができる。

2 市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

3 住民投票を実施しようとするときは、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めるものとする。

第9章 他の自治体等との連携及び協力

(他の自治体等との連携及び協力)

第27条 市は、共通するまちづくりの課題を解決するため、広く他の自治体及び関係機関と相互に連携し、協力するよう努めるものとする。

2 市は、政策を実施するため必要があるときは、北海道及び国と連携を図りながら協力するとともに、北海道及び国に対して適切な措置を講ずるよう提案するものとする。

第10章 市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価

(市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価)

第28条 市は、市民自治によるまちづくりに関する施策又は制度がこの条例の趣旨に沿って整備され、又は運用されているかについて評価し、必要な見直しを行うための仕組みを整備するよう努めなければならない。

2 市は、前項の規定による評価に当たっては、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。

第11章 条例の見直し

(条例の見直し)

第29条 市は、この条例の施行の日から起算して4年を超えない期間ごとに、この条例の規定について検討し、その結果に基づいて見直しを行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

江別市生活環境部 市民生活課（市民協働担当）

〒067-8674 江別市高砂町6番地

TEL : 011-381-1124

FAX : 011-381-1070

E-mail : shiminseikatsu@city.ebetsu.lg.jp